

令和4年第1回

瑞浪市議会定例会議案

令和4年2月25日

目 次

承第1号	専決処分の承認について（令和3年度専第7号 瑞浪市一般会計補正予算（第15号））	1
議第2号	瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について	5
議第3号	瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	6
議第4号	瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	7
議第5号	瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
議第6号	瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
議第7号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	13
議第8号	瑞浪市中小企業・小規模企業振興条例の制定について	16
議第9号	瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	20
議第10号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	21
議第11号	瑞浪市副市長の選任につき同意を求めることについて	22
議第12号	瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	23
議第13号	工事請負変更契約の締結について	24
議第14号	令和3年度瑞浪市一般会計補正予算（第16号）	25
議第15号	令和3年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	33
議第16号	令和3年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	35
議第17号	令和3年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	37
議第18号	令和3年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第3号）	39
議第19号	令和3年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第2号）	41
議第20号	令和3年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第2号）	43
議第21号	令和4年度瑞浪市一般会計予算	45
議第22号	令和4年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算	53
議第23号	令和4年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算	56

議第 2 4 号	令和 4 年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算	6 0
議第 2 5 号	令和 4 年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算	6 4
議第 2 6 号	令和 4 年度瑞浪市水道事業会計予算	6 7
議第 2 7 号	令和 4 年度瑞浪市下水道事業会計予算	7 0

承第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年2月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第7号

令和3年度瑞浪市一般会計補正予算（第15号）

令和3年度瑞浪市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ369,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,806,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年2月1日 専決

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		3,260,813	192,172	3,452,985
	1 地方交付税	3,260,813	192,172	3,452,985
15 国庫支出金		3,937,788	48,228	3,986,016
	2 国庫補助金	2,401,886	48,228	2,450,114
22 市債		1,682,100	128,900	1,811,000
	1 市債	1,682,100	128,900	1,811,000
歳入合計		18,436,800	369,300	18,806,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		6,065,899	9,300	6,075,199
	2 児童福祉費	2,674,202	9,300	2,683,502
10 教育費		2,064,536	360,000	2,424,536
	2 小学校費	474,124	360,000	834,124
歳出合計		18,436,800	369,300	18,806,100

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	保育士等処遇改善臨時特例事業	7,520
10 教育費	2 小学校費	稲津小学校改修事業	322,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設空調整備事業 (新型コロナウイルス対策)	38,000

第3表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
稲津小学校改修事業	115,300	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
小学校施設空調整備事業(新型コロナ対策)	13,600			

議第 2 号

瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 2 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例
瑞浪市積立基金条例（平成 9 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

瑞浪市森林環境譲与税 基金	森林の整備及びその促進に関する事業の経費に充てるため
電源立地地域対策交付金施設整備基金	電源立地地域対策交付金に係る施設整備の資金に充てるため

を

「

瑞浪市森林環境譲与税 基金	森林の整備及びその促進に関する事業の経費に充てるため
------------------	----------------------------

に改める。

」

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議第 3 号

瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 2 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例

瑞浪市個人情報保護条例（平成 1 2 年条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議第4号

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 瑞浪市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

(瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

(瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平

成17年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、
「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

(瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に、
「100分の107.5」を「100分の100」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の瑞浪市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第18条第2項(同条第3項又は第3条の規定による改正後の瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第4項及び第5項若しくは第21条第1項から第3項まで若しくは第6項、第2条の規定による改正後の瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例第5条第2項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される瑞浪市職員の処遇等に関する条例(昭和63年条例第2号)第4条第1項又は瑞浪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年条例第6号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)
又は特別職の職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28

条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(給与条例第18条第2項の規定により市の規則で定める職員に限る。次号において「特定管理職員」という。) 107.5分の15

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 特定管理職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定管理職員 62.5分の10

(3) 特別職の職員 220分の15

議第5号

瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和55年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に220分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

議第6号

瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第18条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第22条を第24条とし、第21条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第22条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第23条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第7号

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市国民健康保険条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11条の3中「第20条」の次に「及び第20条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の6中「63万円」を「65万円」に改める。

第15条の6の2中「第20条」の次に「及び第20条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の6の12中「19万円」を「20万円」に改める。

第20条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改め、同条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に改める。

第20条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

- 第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。
- 2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の5」とあるのは「第15条の6の6又は第15条の6の10」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の6第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の6の6第3項」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
- (1) 第15条又は第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額
- (2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）
- 5 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援

金等賦課額」と、「第15条又は第15条の5」とあるのは「第15条の6の6又は第15条の6の10」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の6第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瑞浪市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第8号

瑞浪市中小企業・小規模企業振興条例の制定について

瑞浪市中小企業・小規模企業振興条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市中小企業・小規模企業振興条例

瑞浪市は、室町時代に端緒をなすといわれる美濃焼を地場産業として発展し、近年では瑞浪クリエイション・パーク等における企業誘致により、産業の複合化も進んでいる。

本市の経済を支える企業の多くは、小規模企業をはじめとする中小企業であり、地域経済の健全な発展及び市民生活の向上にあたっては、中小企業の果たす役割が重要である。

しかしながら、経済的社会的環境は大きく変化しており、中小企業が成長を遂げていくためには、中小企業自らの創意工夫を活かした努力が助長される必要があり、特に小規模企業については、地域経済に関わる団体が連携協力し、その事業の持続的な発展が図られる必要がある。

ここに、本市の中小企業の振興について、その基本理念及び施策の基本方針を定め、地域社会全体で共通の理解と協働の下、一体的かつ積極的に取り組むことにより、本市の更なる発展を目指す礎とするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が本市における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念及び施策の基本方針を定め、市、中小企業者、中小企業団体及び金融機関の役割を明らかにするとともに、市民の協力をもって中小企業の振興を図り、地域経済の健全な発展及び市

民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づく商工会議所その他の中小企業の支援を行う団体であつて、市内に事務所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合その他の金融機関であつて、市内に本店又は支店を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業の経営の改善及び向上を図るための創意工夫及び自主的な努力が促進されること。この場合において、小規模企業については、持続的な発展を図るための取組が促進されること。
- (2) 市、中小企業者、中小企業団体、金融機関、市民その他中小企業の事業活動と関係がある者が、相互に連携し、協力して推進されること。
- (3) 市内にある産業基盤、優れた人材、様々な特産物、自然環境その他の地域資源を十分に活用して推進されること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。

- 2 市は、中小企業の振興に関する施策を立案するにあたっては、小規模企業者の事情に配慮するとともに、中小企業者、中小企業団体及び金融機関と連携を図るものとする。

- 3 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するにあたっては、中小企業者、中小企業団体及び金融機関と連携を図るものとする。
- 4 市は、中小企業が豊かな地域社会づくりへの貢献や地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、市民の理解を深めるよう努めるものとする。
- 5 市は、中小企業の振興に関する施策を効果的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 6 市は、地域社会の発展に取り組んでいる中小企業者への発注機会の確保に最大限努めるものとする。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、経済的社会的諸条件の変化に応じて、新事業の展開や高付加価値化等の経営革新及び円滑な事業承継等の自らの経営基盤の強化に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、相互に連携を図りながら協力することにより、受注の獲得に取り組むよう自ら中小企業の振興に努めるものとする。
- 3 中小企業者は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、各種法令を遵守し、安心して暮らしやすい社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 4 中小企業者は、経営改善及び地域経済の振興のため、中小企業団体への加入に努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第6条 中小企業団体は、中小企業者に対し中小企業の振興に関する情報発信を強化し、経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、市が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

- 2 中小企業団体は、中小企業の経営改善及び地域経済の振興のため、中小企業者の中小企業団体への加入促進に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、中小企業者が経営革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう円滑な資金融資、経営相談その他の方法により、中小企業者を支援するとともに、市及び中小企業団体が実施する中小企業の振興

に関する取組に、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第8条 市民は、中小企業の振興が地域経済の健全な発展及び市民生活の向上において重要な役割を果たすことを理解し、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第9条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。

- (1) 経営の改善、技術の向上その他中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- (2) 資金調達の円滑化を図ること。
- (3) 後継者をはじめとする事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- (4) 創業及び新たな事業の創出等の促進を図ること。
- (5) 事業の承継又は廃止の円滑化を図ること。
- (6) 成長分野への参入に向けた商品や技術の研究及び開発の促進を図ること。
- (7) 新たな需要及び市場の開拓並びに海外における事業の展開の促進を図ること。
- (8) 地域にある産業基盤その他の地域資源を活用して行う事業環境の整備を図ること。
- (9) 女性の活躍促進のため働きやすい就労環境整備を図ること。
- (10) 高齢者及び障がい者が働きやすい就労環境整備及び雇用拡大を図ること。
- (11) 安心して子供を産み育てることができる就労環境整備を図ること。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 9 号

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 2 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議第10号

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例

瑞浪市手数料条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表11の部7の項中「11万円」を「98,000円」に改め、同部9の項中「17,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の瑞浪市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

議第 1 1 号

瑞浪市副市長の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市副市長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 6 2 条の規定により議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 2 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
勝 康 弘	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第12号

瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年2月25日 提出

瑞浪市長 水野 光二

氏 名	住 所	生 年 月 日
三 輪 正 徳	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第13号

工事請負変更契約の締結について

令和3年6月1日議会の議決を経た「工事請負契約の締結（瑞浪市本庁舎改修工事）」の一部を変更したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 契約金額「974,600,000円」を「994,039,200円」に変更する。

議第14号

令和3年度瑞浪市一般会計補正予算（第16号）

令和3年度瑞浪市の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ95,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,710,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加、廃止及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年2月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		4,948,910	158,500	5,107,410
	1市民税	1,985,500	140,000	2,125,500
	4市たばこ税	231,500	18,500	250,000
3利子割交付金		4,700	△1,000	3,700
	1利子割交付金	4,700	△1,000	3,700
4配当割交付金		20,000	9,000	29,000
	1配当割交付金	20,000	9,000	29,000
5株式等譲渡所得割交付金		12,200	20,800	33,000
	1株式等譲渡所得割交付金	12,200	20,800	33,000
6法人事業税金交付金		34,000	12,000	46,000
	1法人事業税金交付金	34,000	12,000	46,000
7地方消費税交付金		846,000	46,000	892,000
	1地方消費税交付金	846,000	46,000	892,000
8ゴルフ場利用税交付金		144,500	15,500	160,000
	1ゴルフ場利用税交付金	144,500	15,500	160,000
10地方特例金交付金		103,681	42,377	146,058
	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	60,000	42,377	102,377
11地方交付税		3,452,985	184,723	3,637,708
	1地方交付税	3,452,985	184,723	3,637,708
13分担金及び負担金		38,016	△4,701	33,315
	1分担金	10,737	△4,701	6,036
14使用料及び手数料		278,241	△5,394	272,847
	1使用料	126,075	△5,394	120,681
15国庫支出金		3,986,016	72,949	4,058,965
	1国庫負担金	1,528,747	△108,328	1,420,419
	2国庫補助金	2,450,114	181,277	2,631,391
16県支出金		972,273	△25,243	947,030
	1県負担金	570,847	△13,809	557,038
	2県補助金	314,436	△11,434	303,002
17財産収入		236,667	△9,500	227,167
	2財産売払収入	158,793	△9,500	149,293

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄附金		200,570	△17,931	182,639
	1 寄附金	200,570	△17,931	182,639
19 繰入金		669,378	△141,498	527,880
	1 基金繰入金	643,217	△138,400	504,817
	2 財産区繰入金	26,161	△3,098	23,063
21 諸収入		322,377	△4,082	318,295
	4 雑入	211,143	△4,082	207,061
22 市債		1,811,000	△448,200	1,362,800
	1 市債	1,811,000	△448,200	1,362,800
歳入合計		18,806,100	△95,700	18,710,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		175,564	△5,301	170,263
	1 議会費	175,564	△5,301	170,263
2 総務費		2,816,216	△60,545	2,755,671
	1 総務管理費	2,474,497	△46,922	2,427,575
	2 徴税費	189,729	△3,500	186,229
	3 戸籍住民基本台帳費	107,482	△10,123	97,359
3 民生費		6,075,199	△59,699	6,015,500
	1 社会福祉費	3,175,547	△17,099	3,158,448
	2 児童福祉費	2,683,502	△41,800	2,641,702
	3 生活保護費	214,700	△800	213,900
4 衛生費		1,707,523	△26,787	1,680,736
	1 保健衛生費	800,624	△3,104	797,520
	2 清掃費	809,814	△23,683	786,131
5 労働費		14,677	△500	14,177
	1 労働諸費	14,677	△500	14,177
6 農林水産業費		287,131	△1,637	285,494
	1 農業費	244,365	6,993	251,358
	2 林業費	42,766	△8,630	34,136

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		518,642	△42,568	476,074
	1 商工費	518,642	△42,568	476,074
8 土木費		1,447,456	△56,722	1,390,734
	1 土木管理費	51,097	△1,300	49,797
	2 道路橋梁費	776,682	△10,516	766,166
	3 河川費	86,540	△24,568	61,972
	4 都市計画費	369,627	△16,977	352,650
	5 住宅費	163,510	△3,361	160,149
9 消防費		842,995	△14,799	828,196
	1 消防費	842,995	△14,799	828,196
10 教育費		2,424,536	339,471	2,764,007
	1 教育総務費	275,171	△4,927	270,244
	2 小学校費	834,124	221,790	1,055,914
	3 中学校費	156,862	146,273	303,135
	5 社会教育費	584,870	△4,881	579,989
	6 保健体育費	364,261	△18,784	345,477
11 災害復旧費		393,050	△139,113	253,937
	1 農林水産業施設 災害復旧費	38,250	△7,724	30,526
	2 土木施設 災害復旧費	324,800	△131,389	193,411
	3 教育施設 災害復旧費	30,000	0	30,000
13 諸支出金		595,945	△27,500	568,445
	1 公営企業費	595,945	△27,500	568,445
歳出合計		18,806,100	△95,700	18,710,400

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 徴税費	賦課徴収事務経費	1,956
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務経費	3,960
6 農林水産業費	1 農業費	農道台帳整備事業	1,500
7 商工費	1 商工費	感染症拡大防止協力金負担事業 (新型コロナウイルス対策)	12,606
7 商工費	1 商工費	企業立地促進事業	10,000
8 土木費	2 道路橋梁費	南垣外北野線道路改良事業	82,274
8 土木費	2 道路橋梁費	八伏線道路改良事業	3,717
8 土木費	2 道路橋梁費	土岐橋架替関連事業	14,610
8 土木費	3 河川費	猿爪川浸水対策事業	3,200
8 土木費	3 河川費	普通河川緊急浚渫推進事業	9,492
8 土木費	3 河川費	普通河川緊急対策事業	20,000
8 土木費	4 都市計画費	狭あい道路整備等促進事業	25,645
8 土木費	4 都市計画費	道の駅整備事業	5,000
8 土木費	5 住宅費	市営住宅移転補償事業	1,228
10 教育費	2 小学校費	各小学校感染症対策等支援事業	3,240
10 教育費	2 小学校費	小学校デジタル機器整備事業	3,320
10 教育費	3 中学校費	施設改修事業(中学校)	10,200
10 教育費	3 中学校費	各中学校感染症対策等支援事業	1,800
10 教育費	3 中学校費	中学校デジタル機器整備事業	1,320

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
10教育費	3中学校費	中学校施設空調整備事業 (新型コロナウイルス対策)	138,000
11災害復旧費	2土木施設 災害復旧費	過年土木施設 補助災害復旧事業	3,200

(変更)

(単位:千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8土木費	2道路橋梁費	市道等整備 交付金事業	30,000	市道等整備 交付金事業	104,000
10教育費	2小学校費	小学校施設空調 整備事業(新型 コロナ対策)	38,000	小学校施設空調 整備事業(新型 コロナ対策)	291,000

第3表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営事業負担金事業(県営ため池等整備事業)	6,600	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
中学校施設空調整備事業(新型コロナ対策)	28,600			

(廃止)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市道等整備業 交付金事業	127,500	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
土岐橋架替関連事業	11,000			
論析3号線 道路改良事業	2,100			
狭あい道路 整備等促進事業	20,700			
道の駅整備事業	1,800			
市営住宅 長寿命化事業	36,800			
消防ポンプ自動車等 更新事業	9,500			
現年農業用施設 補助災害復旧事業	6,800			
現年農業用施設 単独災害復旧事業	2,100			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等改修事業	50,000	普通借 又は 証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	43,000	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
南垣外北野線道路改良事業	212,800				199,900			
猿爪川浸水対策事業	27,000				3,700			
都市公園施設整備事業	33,500				29,500			
消防車両・救急車両等購入事業	104,500				79,600			
釜戸小学校改修事業	165,400				137,000			
小学校施設空調整備事業(新型コロナ対策)	13,600				85,000			
市民競技場整備事業	14,100				12,700			
現年土木施設補助災害復旧事業	87,700				45,600			
過年土木施設補助災害復旧事業	5,900				2,000			
過年教育施設単独災害復旧事業	30,000				13,500			
臨時財政対策債	628,100				456,000			

議第15号

令和3年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ559,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 後期高齢者医療 広域連合支出金		21,826	700	22,526
	1 委託金	21,826	700	22,526
4 繰入金		138,369	△5,907	132,462
	1 一般会計 繰入金	138,369	△5,907	132,462
6 諸収入		518	1,007	1,525
	2 雑入	478	1,007	1,485
歳入合計		563,200	△4,200	559,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		526,871	△4,900	521,971
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	526,871	△4,900	521,971
3 保健事業費		16,526	700	17,226
	1 健康保持増 進事業費	16,526	700	17,226
歳出合計		563,200	△4,200	559,000

議第16号

令和3年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,697,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		638,280	9,300	647,580
	1 一般被保険者国民健康保険料	638,160	9,300	647,460
3 県支出金		2,611,303	94,300	2,705,603
	1 県補助金	2,611,303	94,300	2,705,603
5 繰入金		314,100	△13,000	301,100
	1 一般会計繰入金	265,600	4,200	269,800
	2 基金繰入金	48,500	△17,200	31,300
6 繰越金		29,000	10,200	39,200
	1 繰越金	29,000	10,200	39,200
8 国庫支出金		0	200	200
	1 国庫補助金	0	200	200
歳入合計		3,596,000	101,000	3,697,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		2,555,376	95,700	2,651,076
	1 療養諸費	2,232,288	80,700	2,312,988
	2 高額療養費	310,500	15,000	325,500
3 国民健康保険事業費納付金		903,803	0	903,803
	1 医療給付費分	627,350	0	627,350
	2 後期高齢者支援金等分	210,573	0	210,573
	3 介護納付金分	65,880	0	65,880
5 基金積立金		12,231	5,300	17,531
	1 基金積立金	12,231	5,300	17,531
6 諸支出金		20,900	0	20,900
	1 償還金及び還付加算金	20,900	0	20,900
7 予備費		1,000	0	1,000
	1 予備費	1,000	0	1,000
歳出合計		3,596,000	101,000	3,697,000

議第17号

令和3年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度瑞浪市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,400千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,578,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		695,822	△621	695,201
	1 介護保険料	695,822	△621	695,201
3 国庫支出金		829,928	△1,039	828,889
	2 国庫補助金	240,734	△1,039	239,695
5 県支出金		495,589	△520	495,069
	2 県補助金	22,687	△520	22,167
7 繰入金		602,008	△3,220	598,788
	1 一般会計 繰入金	572,562	△3,220	569,342
歳入合計		3,583,900	△5,400	3,578,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		105,815	△2,700	103,115
	1 総務管理費	60,130	△2,700	57,430
4 地域支援費		157,445	△2,700	154,745
	3 包括的支援事業 ・任意事業費	51,595	△2,700	48,895
歳出合計		3,583,900	△5,400	3,578,500

議第18号

令和3年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度瑞浪市の駐車場事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		22,500	130	22,630
	1 使用料	22,500	130	22,630
2 繰越金		500	2,290	2,790
	1 繰越金	500	2,290	2,790
3 繰入金		6,500	△1,400	5,100
	1 一般会計繰入金	6,500	△1,400	5,100
4 諸収入		0	480	480
	1 雑入	0	480	480
歳入合計		29,500	1,500	31,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場事業費		17,942	△1,770	16,172
	1 駐車場費	17,942	△1,770	16,172
3 予備費		500	0	500
	1 予備費	500	0	500
4 基金積立金		0	3,270	3,270
	1 基金積立金	0	3,270	3,270
歳出合計		29,500	1,500	31,000

議第19号

令和3年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度瑞浪市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号イ中「124,500千円」を「109,500千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業収益	1,123,100千円	△9,000千円	1,114,100千円
第1項 営業収益	924,879千円	6,000千円	930,879千円
第2項 営業外収益	198,221千円	△15,000千円	183,221千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,104,500千円	△8,000千円	1,096,500千円
第1項 営業費用	1,071,799千円	△10,000千円	1,061,799千円
第2項 営業外費用	28,536千円	2,000千円	30,536千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額338,700千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額313,700千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,362千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,091千円」に、「過年度損益勘定留保資金318,338千円」を「過年度分損益勘定留保資金295,609千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）

第1款 資本的収入	144,900 千円	10,000 千円	154,900 千円
第2項 分担金	21,422 千円	9,000 千円	30,422 千円
第5項 寄附金	0 千円	1,000 千円	1,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	483,600 千円	△15,000 千円	468,600 千円
第1項 建設改良費	303,412 千円	△15,000 千円	288,412 千円

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条中「38,687千円」を「24,687千円」に改める。

令和4年2月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第20号

令和3年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度瑞浪市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号ア中「25,180千円」を「15,180千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	1,175,200千円	△18,800千円	1,156,400千円
第1項 営業収益	550,393千円	6,000千円	556,393千円
第2項 営業外収益	624,807千円	△24,800千円	600,007千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,163,700千円	△17,100千円	1,146,600千円
第1項 営業費用	1,053,206千円	△20,100千円	1,033,106千円
第2項 営業外費用	108,263千円	3,000千円	111,263千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的支出額に対し不足する額319,200千円」を「資本的支出額に対し不足する額316,200千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,323千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,414千円」に、「損益勘定留保資金304,503千円」を「損益勘定留保資金302,412千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	450,200千円	△7,000千円	443,200千円

第1項 企業債	147,800千円	△10,000千円	137,800千円
第3項 出資金	220,700千円	3,000千円	223,700千円
	支	出	
第1款 資本的支出	769,400千円	△10,000千円	759,400千円
第1項 建設改良費	235,023千円	△10,000千円	225,023千円
(企業債)			

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
下水道事業	147,800千円	△10,000千円	137,800千円
(他会計からの補助金)			

第6条 予算第10条中「18,772千円」を「18,172千円」に改める。

令和4年2月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第21号

令和4年度瑞浪市一般会計予算

令和4年度瑞浪市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,100,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の間の流用

令和4年2月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1市 税		5,224,110
	1市 民 税	2,133,500
	2固 定 資 産 税	2,413,900
	3軽 自 動 車 税	127,000
	4市 た ば こ 税	248,000
	5鉱 産 税	10
	6入 湯 税	600
	7都 市 計 画 税	301,100
2地 方 譲 与 税		187,900
	1地 方 揮 発 油 譲 与 税	43,000
	2自 動 車 重 量 譲 与 税	126,000
	3森 林 環 境 譲 与 税	18,900
3利 子 割 交 付 金		3,000
	1利 子 割 交 付 金	3,000
4配 当 割 交 付 金		29,000
	1配 当 割 交 付 金	29,000
5株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		22,000
	1株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,000
6法 人 事 業 税 交 付 金		59,000
	1法 人 事 業 税 交 付 金	59,000
7地 方 消 費 税 交 付 金		875,000
	1地 方 消 費 税 交 付 金	875,000
8ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		161,000
	1ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	161,000
9環 境 性 能 割 交 付 金		26,000
	1環 境 性 能 割 交 付 金	26,000
10地 方 特 例 交 付 金		40,000
	1地 方 特 例 交 付 金	40,000
	新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	0
11地 方 交 付 税		3,300,000
	1地 方 交 付 税	3,300,000

(単位：千円)

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		4,000
	1 交通安全対策特別交付金	4,000
13 分担金及び負担金		41,784
	1 分担金	7,036
	2 負担金	34,748
14 使用料及び手数料		298,715
	1 使用料	124,446
	2 手数料	174,269
15 国庫支出金		1,861,148
	1 国庫負担金	1,303,895
	2 国庫補助金	547,732
	3 委託金	9,521
16 県支出金		1,007,443
	1 県負担金	590,273
	2 県補助金	324,263
	3 委託金	92,907
17 財産収入		77,846
	1 財産運用収入	76,625
	2 財産売却収入	1,221
18 寄附金		250,110
	1 寄附金	250,110
19 繰入金		1,246,557
	1 基金繰入金	1,217,704
	2 財産区繰入金	28,853
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
21 諸収入		289,687
	1 延滞金、加算金及び過料	7,003
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	103,765
	4 雑収入	178,918

(単位：千円)

款	項	金額
22 市 債		995,700
	1 市 債	995,700
歳 入	合 計	16,100,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		170,987
	1 議会費	170,987
2 総務費		2,560,288
	1 総務管理費	2,148,779
	2 徴税費	215,148
	3 戸籍住民基本台帳費	102,632
	4 選挙費	82,304
	5 統計調査費	5,845
	6 監査委員費	5,580
3 民生費		5,156,843
	1 社会福祉費	2,784,752
	2 児童福祉費	2,155,309
	3 生活保護費	216,282
	4 災害救助費	500
4 衛生費		1,619,879
	1 保健衛生費	713,589
	2 清掃費	791,670
	3 環境費	114,620
5 労働費		16,190
	1 労働諸費	16,190
6 農林水産業費		546,925
	1 農業費	497,230
	2 林業費	49,695
7 商工費		590,920
	1 商工費	590,920
8 土木費		1,330,754
	1 土木管理費	54,696
	2 道路橋梁費	764,206
	3 河川費	188,608
	4 都市計画費	221,981
	5 住宅費	101,263

(単位：千円)

款	項	金額
9 消 防 費		607,902
	1 消 防 費	607,902
10 教 育 費		1,429,014
	1 教 育 総 務 費	294,634
	2 小 学 校 費	178,965
	3 中 学 校 費	156,882
	4 幼 稚 園 費	191,653
	5 社 会 教 育 費	366,081
	6 保 健 体 育 費	240,799
11 災 害 復 旧 費		29,200
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	7,200
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	22,000
12 公 債 費		1,503,394
	1 公 債 費	1,503,394
13 諸 支 出 金		517,704
	1 公 営 企 業 費	517,704
14 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	16,100,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
移住促進奨励金 (令和4年度決定分)	令和5年度から 令和6年度まで	瑞浪市移住促進 奨励金交付規則 第4条の規定による額
男女共同参画プラン策定業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	4,060
障害者計画等策定業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	4,950
高齢者福祉計画・介護保険 事業計画策定業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	5,000
東濃中部病院事務組合負担金 (新病院開院支援業務委託分)	令和5年度から 令和7年度まで	18,000
予防接種委託料	令和4年度から 令和5年度まで	82,138
医師・歯科医師等出務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	2,826
予防接種ワクチン購入費	令和4年度から 令和5年度まで	31,829
がん検診等委託料	令和4年度から 令和5年度まで	36,075
血液検査委託料	令和4年度から 令和5年度まで	2,342
環境基本計画策定業務委託料	令和5年度	4,983
企業立地奨励金 (令和4年度指定業者分)	令和4年度から 令和10年度まで	瑞浪市企業立地の促進 及び雇用の拡大に関する 条例第5条の規定による額
空き店舗賃貸借促進奨励金 (令和4年度決定分)	令和5年度から 令和6年度まで	200
加知奨学金 (令和4年度決定分)	令和5年度から 令和9年度まで	18,000
奨学金 (令和4年度決定分)	令和5年度から 令和9年度まで	5,400
教育振興基本計画策定業務委託料	令和5年度	3,894
総合文化センター電話機賃借料	令和4年度から 令和5年度まで	60

第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等改修事業	43,000	普通貸借 又は 証券発行	年3.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
陶児童館設備等改修事業	4,700			
塵芥収集車等購入事業	13,500			
農産物等直売所規模拡大整備事業	59,700			
県営事業負担金事業 (県営ため池等整備事業)	9,900			
市道等整備交付金事業	136,500			
南垣外北野線道路改良事業	200,000			
八伏線道路改良事業	13,800			
土岐橋架替関連事業	1,800			
県単事業負担事業	5,900			
道路側溝等緊急対策事業	10,000			
工場用地造成関連道路整備事業	2,000			
県営急傾斜地崩壊対策負担事業	6,900			
県単急傾斜地崩壊対策事業	11,000			
猿爪川浸水対策事業	54,000			
普通河川緊急浚渫推進事業	58,000			
普通河川緊急対策事業	11,300			
狭あい道路整備等促進事業	8,500			
市営住宅用途廃止事業	43,700			
消防ポンプ自動車等更新事業	8,500			
瑞浪小学校改修事業	6,500			
瑞浪中学校改修事業	4,500			
瑞浪南中学校改修事業	3,800			
過年農業用施設補助災害復旧事業	1,700			
過年土木施設補助災害復旧事業	6,500			
臨時財政対策債	270,000			

議第 2 2 号

令和 4 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 4 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 0 8, 4 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 4 年 2 月 2 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		433,411
	1 後期高齢者医療保険料	433,411
2 使用料及び手数料		30
	1 手数料	30
3 後期高齢者医療 広域連合支出金		25,810
	1 補助金	2,663
	2 委託金	23,147
4 繰入金		148,519
	1 一般会計繰入金	148,519
5 繰越金		100
	1 繰越金	100
6 諸収入		530
	1 延滞金、加算金及び過料	20
	2 雑収入	510
歳入合計		608,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		21,643
	1 総務管理費	18,877
	2 徴収費	2,766
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		567,873
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	567,873
3 保健事業費		17,874
	1 健康保持増進事業費	17,874
4 諸支出金		510
	1 償還金及び還付加算金	510
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		608,400

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	78
情 報 処 理 業 務 委 託 料 (単 価 契 約)	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	1, 410

議第 2 3 号

令和 4 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算

令和 4 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 8 6 4, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 4 年 2 月 2 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		669,851
	1 一般被保険者国民健康保険料	669,851
	退職被保険者等国民健康保険料	0
2 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
3 県支出金		2,779,050
	1 県補助金	2,779,050
4 財産収入		160
	1 財産運用収入	160
5 繰入金		401,900
	1 一般会計繰入金	272,500
	2 基金繰入金	129,400
6 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
7 諸収入		2,839
	1 雑収入	2,839
歳入合計		3,864,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		76,857
	1 総務管理費	76,857
2 保険給付費		2,719,408
	1 療養諸費	2,376,270
	2 高額療養費	330,550
	3 移送費	50
	4 任意給付費	12,538
3 国民健康保険事業費納付金		1,025,038
	1 医療給付費分	738,050
	2 後期高齢者支援金等分	216,508
	3 介護納付金分	70,480

(単位：千円)

款	項	金額
4 保 健 事 業 費		32,537
	1 保 健 事 業 費	5,061
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	27,476
5 基 金 積 立 金		160
	1 基 金 積 立 金	160
6 諸 支 出 金		5,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,000
7 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		3,864,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	101
情 報 処 理 業 務 委 託 料 (単 価 契 約)	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	9,810
国 保 デ ー タ ベ ー ス シ ス テ ム 保 守 委 託 料	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	300
医 科 ・ 歯 科 レ セ プ ト 点 検 委 託 料	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	3,300

議第 2 4 号

令和 4 年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算

令和 4 年度瑞浪市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 5 7 0, 4 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 4 年 2 月 2 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		689,762
	1 介 護 保 險 料	689,762
2 使 用 料 及 び 手 数 料		70
	1 手 数 料	70
3 国 庫 支 出 金		832,405
	1 国 庫 負 担 金	594,239
	2 国 庫 補 助 金	238,166
4 支 払 基 金 交 付 金		920,247
	1 支 払 基 金 交 付 金	920,247
5 県 支 出 金		502,028
	1 県 負 担 金	478,483
	2 県 補 助 金	23,545
6 財 産 収 入		334
	1 財 産 運 用 収 入	334
7 繰 入 金		618,968
	1 一 般 会 計 繰 入 金	572,124
	2 基 金 繰 入 金	46,844
8 繰 越 金		4,550
	1 繰 越 金	4,550
9 諸 収 入		2,036
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	10
	2 預 金 利 子	10
	3 雑 入	2,016
歳 入 合 計		3,570,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		100,215
	1 総務管理費	54,938
	2 徴収費	5,360
	3 介護認定審査会費	39,711
	4 趣旨普及費	206
2 保険給付費		3,300,690
	1 介護サービス等諸費	3,070,740
	2 介護予防サービス等諸費	62,930
	3 その他諸費	3,200
	4 高額介護サービス等費	60,800
	5 特定入所者介護サービス等費	91,920
	6 高額医療合算介護サービス等費	11,100
3 基金積立金		334
	1 基金積立金	334
4 地域支援事業費		163,611
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	100,376
	2 一般介護予防事業費	6,867
	3 包括的支援事業・任意事業費	55,968
	4 その他諸費	400
5 諸支出金		4,550
	1 償還金及び還付加算金	4,550
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	3,570,400

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	194
介 護 保 険 料 仮 算 定 納 入 通 知 書 等 印 刷 製 本 費	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	800
情 報 処 理 業 務 委 託 料 (単 価 契 約)	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	200
認 定 調 査 委 託 料	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	3,000
訪 問 型 サ ー ビ ス A 業 務 委 託 料	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	900
高 齢 者 見 守 り 業 務 委 託 料	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	1,000
介 護 予 防 教 室 等 委 託 料	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	3,000
歯 科 医 師 出 務 委 託 料 (高 齢 者 介 護 予 防)	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	800
理 学 療 法 士 委 託 料	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	200
さ さ エ ー ル ポ イ ン ト 事 業 委 託 料	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	1,000
生 活 支 援 コ ー デ ィ ネ ー タ ー 業 務 委 託 料	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	4,000
配 食 サ ー ビ ス 業 務 委 託 料	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	6,000
徘 徊 高 齢 者 位 置 確 認 業 務 委 託 料	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	20
在 宅 歯 科 医 療 連 携 窓 口 設 置 委 託 料	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	250

議第 25 号

令和 4 年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算

令和 4 年度瑞浪市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 24,200 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000 千円と定める。

令和 4 年 2 月 25 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		23,700
	1 使用料	23,700
2 繰越金		500
	1 繰越金	500
歳入合計		24,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 駐車場事業費		12,151
	1 駐車場管理費	12,151
2 公債費		11,049
	1 公債費	11,049
3 基金積立金		500
	1 基金積立金	500
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		24,200

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	6
駅 北 駐 車 場 管 理 業 務 委 託 料 (清 掃 業 務)	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	100
駅 北 駐 車 場 等 管 理 業 務 委 託 料 (料 金 収 納 業 務)	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	400
浪 花 駐 車 場 管 理 機 器 保 守 点 検 業 務 委 託 料	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 まで	700

議第26号

令和4年度瑞浪市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度瑞浪市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水件数	15,400件
(2)	年間総配水量	4,400,000 ^m ³
(3)	一日平均配水量	12,055 ^m ³
(4)	主要な建設改良事業	
ア	緊急時給水拠点確保事業	40,000千円
イ	配水設備改良事業	310,105千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		1,088,400千円
第1項 営業収益		924,921千円
第2項 営業外収益		163,479千円
	支	出
第1款 水道事業費用		1,066,900千円
第1項 営業費用		1,036,136千円
第2項 営業外費用		26,599千円
第3項 特別損失		165千円
第4項 予備費		4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額411,900千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,363千円及び過年度分損益勘定留保資金387,537千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	124,600千円
第1項 工事負担金	51,000千円
第2項 分担金	23,679千円
第3項 出資金	41,171千円
第4項 補助金	8,750千円

支 出

第1款 資本的支出	536,500千円
第1項 建設改良費	356,921千円
第2項 企業債償還金	179,579千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指定物品等購入費	令和4年度から 令和5年度まで	88
検針業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	9,900
水質検査等委託料	令和4年度から 令和5年度まで	7,800
水質検査モニター委託料	令和4年度から 令和5年度まで	1,000
ハンディターミナル システム保守委託料	令和4年度から 令和5年度まで	300
ハンディターミナル 機器保守委託料	令和4年度から 令和5年度まで	150
配水管事故賠償責任保険	令和4年度から 令和5年度まで	450
上下水道総合管理 システム保守委託料	令和4年度から 令和5年度まで	500

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る項間の流用

(2) 資本的支出 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 43,360千円

(他会計からの補助金)

第9条 政策的事由による水道拡張事業経費等負担のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,054千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

令和4年2月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第27号

令和4年度瑞浪市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度瑞浪市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内水洗化人口	25,900人
(2)	年間総処理水量	3,970,000 m ³
(3)	一日平均処理水量	10,877 m ³
(4)	主要な建設改良事業	
ア	公共下水道管渠布設事業	64,733千円
イ	公共下水道管渠長寿命化事業	90,000千円
ウ	ポンプ場整備事業	102,700千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		1,316,800千円
第1項 営業収益		552,731千円
第2項 営業外収益		764,069千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		1,302,700千円
第1項 営業費用		1,198,965千円
第2項 営業外費用		101,570千円
第3項 特別損失		165千円
第4項 予備費		2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額359,800千円は、当年度分消費

税及び地方消費税資本的収支調整額15,828千円及び損益勘定留保資金343,972千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	435,600千円
第1項 企業債	173,100千円
第2項 負担金	18,950千円
第3項 出資金	171,150千円
第4項 補助金	72,400千円

支 出

第1款 資本的支出	795,400千円
第1項 建設改良費	272,416千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	522,984千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令和4年度から 令和5年度まで	153
水洗便所等改造資金利子補給 (令和5年度分)	令和4年度から 令和10年度まで	292
上下水道総合管理 システム保守委託料	令和4年度から 令和5年度まで	500
マンホールポンプ 点検・清掃業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	6,100
脱水ケーキ処理業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	69,000
薬 品 購 入 費	令和4年度から 令和5年度まで	14,000
測定検査業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	1,800
大湫クリーンセンター 維持管理業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	4,300
大湫クリーンセンター 汚泥引抜業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	900

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	173,100	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る項間の流用
- (2) 資本的支出 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 109,510千円
(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受けるとする金額は、17,319千円である。

令和4年2月25日 提出

瑞浪市長 水野 光 二